

○高知市道路掘削復旧要領 令和3年4月1日施行 新旧対照表

旧	新
<p>3 掘削の制限</p> <p>(1) 年末年始（12月25日から1月3日まで）は、掘削工事（舗装工事を含む。）を禁止する。</p> <p>(2) 舗装工事完了後、以下に規定する期間は原則として掘削を許可しない。</p> <p>① コンクリート舗装道路 5年</p> <p>② アスファルト舗装道路 3年</p> <p>③ 簡易舗装道路 1年</p> <p>(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、次の①から④のいずれかに該当する場合で、かつ道路管理者と事前に協議したものについては、掘削工事を認めることができる。ただし、(2)に該当する道路の本復旧は、全幅復旧を基本とする。</p> <p>① 災害予防又は事故復旧工事（漏水、ガス漏れ、電力供給、路面沈下）等危険防止のためのもの</p> <p>② 公共的又は公益事業のためにやむを得ないもの</p> <p>③ ガス又は水道の各戸供給管引込工事及び電力供給工事等、市民の日常生活に直接影響があると認められるもの</p> <p>④ その他緊急を要すると認めたもの</p>	<p>3 掘削の制限</p> <p>(1) 年末年始（12月28日（28日が土・日曜日の場合は直前の金曜日）から1月3日（3日が金・土曜日の場合は直後の日曜日）まで）は、掘削工事（舗装工事を含む。）を禁止する。</p> <p>(2) 舗装工事完了後、以下に規定する期間は原則として掘削を許可しない。</p> <p>① コンクリート舗装道路 5年</p> <p>② アスファルト舗装道路 3年</p> <p>③ 簡易舗装道路 1年</p> <p>(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、次の①から④のいずれかに該当する場合で、かつ道路管理者と事前に協議したものについては、掘削工事を認めることができる。ただし、(2)に該当する道路の本復旧は、全幅復旧を基本とする。</p> <p>① 災害予防又は事故復旧工事（漏水、ガス漏れ、電力供給、路面沈下）等危険防止のためのもの</p> <p>② 公共的又は公益事業のためにやむを得ないもの</p> <p>③ ガス又は水道の各戸供給管引込工事及び電力供給工事等、市民の日常生活に直接影響があると認められるもの</p> <p>④ その他緊急を要すると認めたもの</p>

旧	新
<p>8 疑義</p> <p>この要領に掲げた以外の事項について疑義が生じた場合は、道路管理者と占有者が協議するものとする。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>8 疑義</p> <p>この要領に掲げた以外の事項について疑義が生じた場合は、道路管理者と占有者が協議するものとする。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p>